

七滝「水の森」保全・活用構想



美郷町

平成29年2月

目 次

1. 背景と目的	．．．．．	P1
2. 森林の概要	．．．．．	P1
(1) 所在		
(2) 面積		
(3) 樹種		
3. 七滝山の歴史	．．．．．	P1
4. 現状と課題	．．．．．	P2
(1) 森林の保全に係る現状と課題		
(2) 森林の利用に係る現状と課題		
5. 基本方針	．．．．．	P3
(1) 森林の保全に関する基本方針		
(2) 森林の利用に関する基本方針		
6. 施策の方向	．．．．．	P3
(1) 森の保全に関する方向		
(2) 森の活用に関する方向		
7. 保全・利活用の進め方	．．．．．	P5
(1) 森林等の整備		
(2) 森林資源の発見・発掘		
(3) 森林に親しむ方策		
(4) 森林の魅力発信		
8. スケジュール	．．．．．	P6
9. ゾーニング図	．．．．．	P7



森の管理

- ・ 間伐/下刈り
- ・ 管理道路の整備

水源かん養機能の保全

- ・ 七滝「水の森」植樹事業
- ・ 針広混交林化事業

森の保全

七滝「水の森」保全・活用構想

教 育

- ・ 水、自然環境学習
- ・ 風景フォトコンテスト

森の活用

健 康

- ・ 森林セラピー（森林浴）
- ・ ウォーキング/トレッキング

交 流

- ・ ふる里体験ツアー（山菜狩り散策等）
- ・ 薬樹の利活用

1. 背景と目的

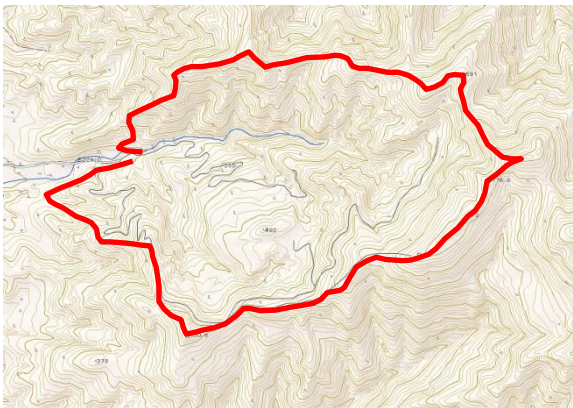
森林は林産物の生産、国土の保全、水資源の涵養、自然、生活環境の保全等多面的な機能を有しており、これらの機能を通して地域住民の生活と深く結びついています。特にこの七滝山は、藩政時代から水源涵養林として守り継がれている森林であり、「水」の恩恵を享受し、人々は暮らしを営み、伝統や文化を育んできました。

町では、町の代表資源である清浄な「水」について、今後とも大切にする意識を喚起するとともに町民共有の貴重な財産として保全し、次代に引き継いでいくことを目的に、平成20年4月1日から「美郷町水環境保全条例」を施行し、同年からその一環として、町民による七滝山への植樹事業を開催しています。

平成27年には、七滝山を町有財産として取得し、町民全体の財産として守り継ぎ保全していくこととしており、水源涵養の維持とともに、健康や癒し、教育につながる取り組みを実践し、観光や交流を促進しながら、「水の郷」のイメージ強化を図るため、『七滝「水の森」保全・活用構想』を策定します。

2. 森林の概要

- (1) 所在 六郷東根字七滝1番～15番
- (2) 面積 247ヘクタール
- (3) 樹種 スギ、ブナ、ミズナラ、トチ、ケヤキ等



保全・活用区域図

3. 七滝山の歴史

1663（寛文3年）	「六郷東根之内、木和田北沢七滝山二ヶ所水野目林立置候間下木にてもきりとるべからず不可剪取者也」と七滝山が「水野目山」として藩庁の保護の下に禁伐林として管理されていたことがわかる御制札の記録が残されています。
1691（元禄4年）	家老、梅津半右衛門から山方家が藩に対する功労があったとして拝領し所有していました。（七滝山一帯247ヘクタール、田地高5815石）
1800（寛政12年）	寛政2年（1790）藩は山守人に「心得書」を作成し、七滝の水野目山を厳しく吟味するよう申し渡しているが、薪を求めてさまざまな手段で木を伐採するものが後を絶たず、山の見回り管理だけでは水源が枯渇してしまう恐れから、水掛りの六郷東根村ほか16ヶ村が山方早太から銀1貫300匁で買い受けて直接管理するようになったと言い伝えられています。（六郷東根・六郷高野、金沢東根、高梨、払田、飯詰、境田、上深井、天神堂、

	野荒町、金沢寺田、中野、上野田 ^{こうづけた} 、野中、土崎、畑屋、佐野)
1878(明治 11 年)	政府が山林原野の官有・私有の区別をはっきりさせるよう県庁に指示したときに、寛政の古文書を証拠として 16 ヶ村の共有権が確認されました。
1897(明治 30 年)	森林法が制定され、七滝山は水源かん養保安林として登記されました。
1965(昭和 40 年)	昭和 26 年(1951)に設立された七滝土地改良区(現仙北平野土地改良区)で七滝山を管理するようになりました。
1969(昭和 44 年)	七滝山の所有権が七滝土地改良区(現仙北平野土地改良区)に移転されました。
2015(平成 27 年)	七滝土地改良区から美郷町が買い受けて、11 月に所有権移転がされました。

4. 現状と課題

(1) 森林の保全に係る現状と課題

ア. 現状

七滝水源かん養保安林の状況は、美郷町の東方部、奥羽山系の標高 200～700 メートルにあって、縦 2.6 キロ、横 1.5 キロで木の葉のような形をしており、スギの人工林のほか、ブナ、ミズナラ、トチ、ケヤキ等の広葉樹が広がっています。

昔から「水野目山」として水掛りの農民に守り受け継がれてきており、昭和 40 年からは農民に変わり旧七滝土地改良区が適切に管理してきました。

イ. 課題

七滝の山林は水源涵養を主とした森で、うち 48 %がスギの人工林として植栽されておりますが、将来的には、枯損木の増加など樹木の高齢化に伴う様々な課題に直面することが予想されます。

今後は、長期的な視点で適正な森の植生を行いつつ、優れた水源かん養機能を損なわず将来に守り伝えていくため、森林が持つ水源涵養機能に着目した保全対策を講じることが必要となります。

(2) 森林の利用に係る現状と課題

ア. 現状

七滝水源かん養保安林については、水源涵養に係る樹木の管理と、スギの植生に利用すること以外に利用されることなく、ゴミの不法投棄を防止することも理由に、一般の入山を規制していました。今後町民の福祉向上を目的とした利用にあたっては、現状では誰でも安全に入山できる状況ではありません。

イ. 課題

森林の利用については、散策路（ウォーキング・トレッキングコース）や、面的利用の位置付け、安全対策や利用ルールの明確化など、保全を基本とした森林の利用方針策定し、周知する必要があります。



5. 基本方針

七滝「水の森」は水源かん養保安林として人々の暮らしを潤してきた森林です。この森林を様々な分野で連携し事業を展開することは、森を育み、町民の健康を育み、地域を担う子供達を育み、観光資源や交流が生まれることにつながります。そこで、本構想における基本方針を以下のように定めます。

（１）「森の保全」に関する基本方針

- ア. 森の適正な管理
- イ. 水源涵養機能の保全

（２）「森の活用」に関する基本方針

- ア. 森林環境教育の取り組み
- イ. 交流促進
- ウ. 心身の健康増進

6. 施策の方向

（１）森の保全に関する方向

ア. 森の適正な管理

①適切な間伐、下刈り

林内に適度に光が射し込み、下草などの下層植生が繁茂され、水源かん養機能や土砂流出防止機能が高くなり、下層植生が豊かで生物多様性が維持できます。

②管理道路の整備

森林内の作業道を整備することで、森林の多面的機能の維持増進に係る施業を容易にし、利活用のための各種事業の実施に係る基盤となります。また、森林までのアクセスを良好にすることによって、多くの町民の利用が期待できます。

イ. 水源涵養機能の保全

①七滝「水の森」植樹事業

ブナの植樹を通して森林の重要性を普及啓発するとともに、住民参加の森林づくりを推進します。



②針広混交林化事業

針葉樹、広葉樹を織り交ぜた、様々な樹種、林齢で構成される多様な森林を造成することにより、豊かな生態系の森林と潤いある森林景観が形成できます。

(2) 森の活用に関する方向

ア. 森林環境教育

①水・自然環境学習

水をはぐくむとともに、自然災害から国土を守る森林環境に触れ、その保全と果たす役割や機能について学び、環境保全の意識を高めます。

②風景フォトコンテスト

七滝山の自然や七滝山から見る町の風景などの画像を募集し、広く発信することで、美郷町の魅力の再発見と新たな観光スポットの発掘に繋がります。

イ. 交流促進

①ふる里体験ツアー（山菜狩り・自然観賞）

友好都市である大田区等、首都圏からのツアーに組み合わせ、自然観賞等で四季を感じながら、自然の恵みである山菜狩り等を通し交流の充実を図ります。

②薬樹の利活用

七滝山に自生する薬樹を交流・産業資源として活用し、町の活性化を図るとともに、「生薬の里美郷」のイメージづくり実現に向けた資源とします。

ウ. 心身の健康増進

①森林セラピー（森林浴）

日常生活の様々な生活環境からのストレスを改善し、町民の心身に癒しを与え、生活習慣病やメンタルヘルス（心の健康）への効果が期待できます。

②ウォーキング（トレッキング）

日常の運動不足やストレス解消のため、七滝山を利用したウォーキング・トレッキングを楽しみ、町民相互の交流と健康増進により、いきいきと心豊かな生活への効果が期待できます。

7. 保全・利活用の進め方

（1）森林等の整備

- ア. 森林に精通した有識者や関係団体と連携し、森の健全化を図ります。
- イ. 既設の作業道を整備し、森林整備や各種イベント等に活用します。
- ウ. 森林への道路を整備し、アクセス性を向上させます。
- エ. 必要に応じて、休憩所やトイレを整備します。

（2）森林資源の発見・発掘

- ア. 森林に自生する樹種や清流の調査を行い、自然環境学習、薬樹の利活用、トレッキング等に活用します。
- イ. 森林に自生する四季を通じた山菜種の調査を行い、ふる里体験ツアー等に活用します。
- ウ. 森林から見渡す町の風景等、魅力あるポイントを探し、イベント開催等に活用します。
- エ. 木材生産やバイオマス資源の推進等による、経済的価値の向上を検討します。

（3）森林に親しむ方策

- ア. 既設の道路を利用したウォーキング、トレッキング等の散策コースを設定します。
- イ. 森林に親しむため、散策コース脇の樹木に名板を設置します。
- ウ. 安心して歩けるように、案内板や案内標識、地図等を整備します。

（4）森林の魅力発信

- ア. 七滝「水の森」に関するパンフレットの作成や観光マップ等へ掲載するほか、ホームページや広報等で四季折々の魅力を発信します。
- イ. イベント開催による魅力発信により、森林資源のPRや町内外の交流促進につなげます。

8. スケジュール

平成 28 年度	・ 森林保全活用構想素案の策定
平成 29 年度	・ 活用構想の具現化 ・ 補助事業等の財源確保に関する調査
平成 30 年度	・ 環境整備計画の策定 ・ 整備事業要望申請 例) アクセス道路、休憩所、トイレ、遊歩道 ※環境整備不要で実施可能な事業の開始
平成 31 年度以降	・ 環境整備事業の実施 ・ 各種森林活用事業の実施



七滝「水の森」保全・活用構想ゾーニング図



